

# 住民監査請求監査結果

(集団回収実績による報奨金の支出に関する件)

令和 6 年 1 月

足立区監査委員

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

区内在住者

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

### 2 請求書の提出

令和5年12月7日

### 3 請求の要件審査

本請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年12月19日に受理の決定を行った。

### 4 請求の内容

請求人が提出した「足立区職員措置請求書」(別紙)による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

#### (1) 請求の要旨

##### ア 対象となる財務会計上の行為

ごみ減量推進課の事案決定書「集団回収実績による報奨金額決定通知書の送付について」(令和5年10月18日起案、10月26日決定、5足環ご発第962号。以下「事案962号」という。)により登録団体足立東町会等715団体に対して報奨金12,036,784円を支給したこと。

##### イ 違法である理由

所管課では上記事案決定書に基づき、集団回収実績による報奨金額決定通知書を各団体代表者あてに送付している。活動団体への支援については足立区集団回収活動支援要綱(以下「支援要綱」という。)、特に報奨金の支給手続等については第7条(報奨金の支給決定)第1項に「区長は登録団体から提出された実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給を決定する」、第2項に「支給決定したときは報奨金額決定通知書(第6号様式)により団体代表者に通知する」、また第9条(報奨金支給の方法)第6項に「報奨金額の決定をしたとき、報奨金算定簿(第9号様式)に記録を行い、同算定簿を添付し、支出処理するものとする」と規定されている。

(主張1) 事案第962号は根拠法令が明確でなく、支援要綱第7条に規定する実績報告書の審査や、その結果に基づく報奨金の支給決定に係る決裁が無く、確認がされない不適正な支出処理事案である。

(主張2) 報奨金額算定簿について、支援要綱第9条に規定する第9号様式とは若干異なり、かつ第7条に規定する報奨金額の決定に係る決裁が無いにもかかわらず、色々と記録や同算定簿の欄外に支払計上までを記載している状況は、不適正な会計事務処理である。

(主張3) 報奨金額決定通知書について、支援要綱第7条に規定する第6号様式とは若干異なり、かつ報奨金額の決定に係る決裁が無いにも関わらず、報奨金額決定通知書を送付している状況は、不適正な事務処理である。

(主訴) 以上から、財務会計上の行為であるこの事案第962号は、支援要綱第7条に規定する「報奨金の支給決定」、及び第9条に規定する「報奨金支給の方法」に基づかない事務処理であり、違法である。

## (2) 措置請求について

以下の措置を講ずることを請求する。

- ① 当該事案の登録団体に対する報奨金の支給決定の取り消し
- ② 報奨金の返還
- ③ 予算の適正執行義務に反する職員の行為に対しての損害賠償義務の履行の請求
- ④ 要綱に基づいた適正な事務処理の実施

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「集団回収実績による報奨金の支出」を監査対象とした。

### 2 監査対象部局

環境部ごみ減量推進課を監査対象部局とした。

### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和5年12月25日に請求人から陳述を行わない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

### 4 その他

請求人が提出した足立区職員措置請求書において、(対象となる財務会計上の行為について)の部分に「報奨金12,036,784円」、(損害について)の部分に「報奨金の支出分12,036,794円」と異なる

金額が記載されていたが、監査対象部局から提出された監査資料を確認したところ、12,036,794円が正しいと推察されたので、それを前提に監査を行った。

### 第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事務処理手続の確認、請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認、判断理由について述べる。

#### 1 事務処理手続の確認

##### (1) 本件報奨金支給に係る規定について

足立区においては、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月27日条例第38号。以下「条例」という。）第13条「区長は、集団回収等、再利用を促進する区民の自主的な活動の支援に努めるものとする。」に基づき、別途支援要綱を制定し、同要綱に定められた手続に従って報奨金支給に係る事務処理を行うこととされている。

支援要綱の主な内容は次のとおりである。

##### ア 目的（第1条）

廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う区民の自主的な活動（以下「集団回収活動」という。）の支援に関し必要な事項を定める。

##### イ 支援対象団体（第2条）

この要綱における支援の対象は、町会、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、マンション管理組合その他営利を目的としない団体で、概ね10以上の世帯で構成されているものとする。

##### ウ 集団回収団体の登録（第3条）

(ア) この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書（第1号様式）を区長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。

(イ) 区長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該団体の登録を行い、その代表者に集団回収団体登録証（第2号様式）を交付し、申請を適当と認めないときはその旨を通知する。

##### エ 実績報告（第4条）

登録団体の代表者は、集団回収実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）を作成し、回収実施日の翌月10日（10日が土日

祝日等閉庁日の場合は、翌開庁日とする。)までに区長に提出するものとする。この場合において、第6条第1号の紙類(紙パックその他資源となる紙類(雑がみ)を除く。)を回収した場合は、第15条の登録を受けた回収業者に紙類を引き渡した上で、第17条第5号の規定により、当該業者から提出された計量証明書(以下「計量証明書」という。)を併せて区長に提出しなければならない。なお、搬入先の古紙直納問屋が発行する計量票をもって、計量証明書に代えることが出来る。

オ 報奨金の算定(第5条)

区長は、登録団体に支給する報奨金について、その団体が回収した資源(家庭から排出されたものに限る。)1キログラムにつき7円で算定するものとする。

カ 報奨金の支給決定(第7条)

(ア) 区長は、第4条の規定により登録団体から提出された実績報告書に基づき、提出された実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給を決定する。

(イ) 区長は、前項により報奨金額を決定したときは、報奨金額決定通知書(第6号様式)により、登録団体の代表者に通知するものとする。

キ 報奨金支給の方法(第9条)

(ア) 区長は、報奨金の支給を口座振替により行う。

(イ) 報奨金の支給を受けようとする登録団体は、あらかじめ報奨金の振込先口座を支払金口座振替依頼書(第7号様式)により区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(ウ) 区長は、報奨金額の決定をしたとき、報奨金算定簿(第9号様式)に記録を行い、同算定簿を添付し、支出処理するものとする。

(2) 本件報奨金の支出について

令和5年度第2四半期(令和5年7月~令和5年9月分)は、715団体に対して合計12,036,794円を支出している。支出予定日は令和5年11月22日である。

2 請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認

(1) 「第1 請求の受付」「4 請求の内容」の「(1) 請求の要旨 イ(主張1)」について

監査対象部局は、以下のように説明している。

ア 本集団回収活動支援事業は、条例第13条で規定する「区長は、集団回収等、再利用を促進する区民の自主的な活動の支援に努めるものと

する。」に基づき、別途支援要綱に従い、報奨金を支給している。

イ 事案第962号は「報奨金額決定通知書を作成し送付するための決定」であるとともに、「報奨金額を決定する事案」であり、この決定に基づく報奨金を支出する事案として、別途事案第1107号を決定している。

ウ 支援要綱第7条に規定する実績報告書の審査については、各団体から提出される「集団回収実績報告書」が、回収事業者の計量票の内容と相違ないか全件審査している。

監査委員は、上記説明に対し、以下のとおり事実認定した。

ア 条例を根拠法令として、報奨金を支給している。

イ 事案第962号は、決定通知書を作成し送付するための事案決定であるが、事案名及び事案概要に「報奨金額の決定」に係る文言が記載されていない。また、報奨金額を審査したことを証する書類である報奨金算定簿は添付されていたが、足立区事案決定規程第3条によれば、本件1,200万円余の報奨金額の決定には部長決定を要するところなされていなかったことから、事案第962号は「報奨金額を決定する事案」と兼ねているとはいえない。

したがって、請求人の主張するとおり、前提となる支援要綱第7条(ア)に規定する「報奨金の支給を決定する」事案決定を欠き、不適正な支出処理事案であると認められる。

ウ 監査事務局において各登録団体からの実績報告書及び各回収業者からの計量票を突合し、事案第962号に添付されている報奨金算定簿と合致しているか調査した結果、監査対象部局の審査は確実に実施されていることを確認した。

(2) 同「(1) 請求の要旨 イ (主張2)」について

監査対象部局は、以下のように説明している。

ア 事案第962号に添付されている報奨金算定簿は、本集団回収活動支援事業に関連する回収団体の情報や報奨金の支給金額を管理する「足立区集団回収システム」から出力される様式である。支援要綱第9条に規定する第9号様式とは若干異なるものの、同様式で定める必要な項目をすべて満たしている。

イ 報奨金算定簿の欄外への記載については、報奨金の総額や回収量の総合計等、支出事務のミス等を防止するために必要な記載である。

監査委員は、上記説明に対し、以下のとおり事実認定した。

- ア 報奨金算定簿の様式の相違については、監査対象部局の説明のとおりであると認められる。平成18年4月に集団回収システムを導入した際、事務処理の適正化、効率化の観点から要綱に定められた様式に改善を加えたものである。支援要綱改正を失念し行っていなかったことは望ましくないが、支援要綱に定められた様式の項目を全て含んでおり、実質的には同じ様式と見なし得るものである。
- イ 報奨金算定簿の欄外記載については、監査対象部局の説明のとおり、事務処理上必要な記載と認められ、特段問題となるものではない。

(3) 同「(1) 請求の要旨 イ (主張3)」について

監査対象部局は、以下のように説明している。

- ア 事案第962号に添付されている報奨金額決定通知書は、前述の「足立区集団回収システム」から出力される様式である。支援要綱第7条に規定する第6号様式とは若干異なるものの、同様式で定める必要な項目をすべて満たしている。

監査委員は、上記説明に対し、以下のとおり事実認定した。

- ア 報奨金額決定通知書の様式の相違については、監査対象部局の説明のとおりであると認められる。前述同様、システム導入時に改訂したものである。支援要綱に定められた様式と実質的には同じ様式と見なし得るものである。

### 3 判断理由

請求人の主訴は、「第1 請求の受付」「4 請求の内容」「(1) 請求の要旨 イ (主訴)」のとおりであり、本件報奨金の支給決定・支出は違法であるとして、支給決定を取り消すこと、あるいは報奨金を返還させること等を求めているものと解される。

以下の理由から、本件報奨金の支給決定・支出は違法又は不当であるとまでは言えないものと判断する。

- (1) 本件報奨金の支出は、条例を根拠法令として実施されていること。
- (2) 報奨金の支出にあたって、監査対象部局はまず「報奨金額決定通知書の送付について(第二四半期:令和5年7月から9月分)」(事案第962号)を課長決定し、次に「報奨金の支出について(第二四半期:令和5年7月から9月分)」(事案第1107号)を部長決定し、支出している(支出科目は報償費)。

しかし、支援要綱によれば、「報奨金額決定通知書の送付について」及び「報奨金の支出について」の事案決定前に、支出負担行為を確定するための事案決定「報奨金の支給決定について」（50万円以上の報償費支出は部長決定）が必要であるが、この決定がされていない。したがって事案第962号は、支援要綱の規定に反する不適切な事務処理であることは、請求人の主張のとおりである。

しかし、これは事務手続的な瑕疵に過ぎず、裁判例においても、平成元年7月11日東京高等裁判所判決において「市が社会教育団体に対してした補助金の交付決定が、市の補助金交付要綱に違反するものであっても、同要綱は、行政当局が行政の指針として判定する内部的規律であって、それ自体法規としての性質をもつものではないことから、直ちに違法となるものではない。」（平成元年7月11日東京高等裁判所昭和63（行コ）58補助金交付決定取消等請求控訴事件）と判示されていること。

- (3) 監査事務局において調査した結果、登録団体から提出された実績報告書については、回収事業者の計量票の内容と相違ないか全件突合のうえ審査、確認されており、実質的に審査は適正に実施されている。支給金額にも誤りはなく、区に損害が発生している事実はないこと。

#### 4 結論

以上のとおり、請求には理由がないものと判断し、棄却する。

なお、事案決定における適正な事務手続等の必要性から、以下のとおり監査委員意見を付する。

#### 5 監査委員意見

本件報奨金は公金であり、支援要綱等に基づいた厳正な事務処理が求められることはいうまでもない。しかしながら本件支出における事務手続において区側に不適切な事務処理が見られたことは遺憾である。

この不適切な処理は、足立区事案決定規程及び支援要綱に対する理解不足によることは明白である。内部的規律とはいえ、このような手続上の誤りが区民の疑念や誤解を招き、区政に対する信頼を失墜させ得ることを関係部局は十分に認識し、事案決定規程、要綱等に基づき、事務処理の適正の確保に努められたい。

また、報奨金算定簿の様式については、速やかに支援要綱を改正されたい。



## 足立区職員措置請求書

### 1 請求の要旨

（対象となる財務会計上の行為について）

事案決定書「令和5年10月18日起案、10月26日決定、記号番号5足環ご発第962号事案「集団回収実績による報奨金額決定通知書の送付について【第2四半期：令和5年7月から9月分】」、により登録団体名足立東町会等715団体に対して支給した報奨金12,036,784円（別紙事実証明書1のとおり）

（違法である理由について）

財務会計上の行為である処の上記事案決定書については、事案は、集団回収実績による報奨金額決定通知書の送付について【第2四半期：令和5年7月分から9月分】、とあり、裏面の事案概要には、令和5年度第2四半期（令和5年7月から9月）の集団回収実績による報奨金額決定通知書を、各団体代表者あてに送付する。、とある。（以下「事案第962号」という。

しかし乍ら、廃棄物を資源として再利用に係るいわゆる活動団体への支援については、足立区集団回収活動支援要綱（以下「支援要綱」という。）に規定、そのうち特に報奨金の支給手続き等については、第7条（報奨金の支給決定）第1項に「区長は、第4条の規定により登録団体から提出された実績報告書に基づき、提出された実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給を決定する。」同条第2項に「区長は、前項により報奨金の支給を決定したときは、報奨金額決定通知書（第6号様式）により、登録団体の代表者に通知するものとする。」又、支援要綱第9条（報奨金支給の方法）第6項に「区長は、報奨金額の決定をしたとき、報奨金算定簿（第9号様式）に記録を行い、同算定簿を添付し、支出処理するものとする。」、とある。（別紙事実証明書4のとおり）

鑑みて、事案第962号は根拠法令が明確的になく、しかも支援要綱第7条に規定する実績報告書の審査や、その結果に基づく報奨金の支給決定に係る決裁が無い確認がされない不適正な事務処理での支出処理事案である。

なお、関連で、事案第962号決裁に添付書類とある報奨金算定簿については、支援要綱第9条に規定する第9号様式とは若干異なるものに、且つ、同要綱第7条に規定する報奨金額の決定に係る決裁が無いにも拘わら

ずに、色々と記録や同算定簿の欄外には支払計上までを記載している状況は、事案第962号と整合性を欠く不適正な会計事務処理である。

また、報奨金額決定通知書についてですが、支援要綱第7条に規定する第6号様式とは若干異なるものだが、且つ、同要綱第7条に規定する報奨金額の決定に係る決裁が無いにも拘わらずに、報奨金額決定通知書を送付している状況は、事案第962号と整合性を欠く不適正な事務処理である。  
(別紙事実証明書2・3のとおり)

以上から、財務会計上の行為である処の事案第962号は、支援要綱第7条に規定する「報奨金の支給決定」、及び同9条に規定する「報奨金支給の方法」に基づかない事務処理では、違法であるとするのが理由である。  
(損害について)

報奨金の支出分12,036,794円が区に生じている。

(措置請求について)

[財務会計上の行為によって被った損害を補填するために返還等の措置]

当該事案の登録団体に対する報奨金の支給は、支出負担決定行為に瑕疵のある行為とするので、直ちに支給決定を取り消すこと。あるいは、報奨金を返還させること。それが出来ないならば、執行機関においても報奨金の予算の適正執行に反する職員の当該職務上の義務に違反する行為に対して損害賠償義務の履行を予算の執行機関に請求すること。

並びに、当該事案の登録団体に対する報奨金の支給に係る事務処理については、支援要綱に基づき然るべき実施するための是正措置を請求する。

## 2 請求者

区内在住者

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和5年12月7日

(注) 措置請求書本文については原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。